

(公開)

第 1 9 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 7 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年7月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、第19回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第6 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第8 | 岩沼農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第9 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1番	平井	博	2番	長田	幸浩	3番	佐藤	勲	4番	長田	克美
5番	大友	信由	6番	渡邊	等	7番	猪股	政一	8番	郡山	正志
9番	菅原	龍也	10番	八卷	文彦	11番	宮部	淳子	12番	木皿	清
13番	菅井	武雄	14番	吉田	俊美						

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

15番	猪股	義広	17番	鎌田	正治	18番	川村	雄治
20番	菅井	清光	21番	三品	英樹			

4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻	敏幸	主査	小林	真由
主事	佐々木	常行	主事	渡辺	裕子

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第19回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議 長 　　賛成多数であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、11番宮部淳子委員、12番木皿清委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
(挙手なし)
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域内の農地を転用するもので、水道管敷設のための所有権移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。

		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも関連するもので、所有権移転を行うための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。整理番号1番について、担当委員から説明願います。
宮 部 委 員		日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。7月22日、1時30分から現地調査を、郡山委員、菅原委員、小田原最適化推進委員、事務局の小林さん、渡辺さん、宮部の7名で行いました。総会資料の4頁・5頁をご覧ください。差し替えになっていきますのでそちらもご覧ください。位置図については別紙整理番号1番1頁から2頁をお開きください。本申請は所有権の移転となります。申請者は、譲渡人が●●さん。譲受人が●●さん。この二人は親子関係です。対象の土地は田畑を含め20,574.50㎡です。●●さんは高齢のため、施設に入所ということで、本人の希望により息子さんに生前贈与という形で移転となります。●●さんは現在、2,880㎡を所有。奥様と農業をされており、今後息子さんもする見込みとのことでした。取得した土地については、米、ネギ、じゃがいも、なす等を予定しているとの事でした。以上の事から、問題ないのではないかと思いますので、皆様もご審議願います。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規

定による許可申請について、の整理番号1について、は申請のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号1については、申請のとおり、許可することに決しました。

議 長 それでは、整理番号2について担当委員から説明願います。

郡 山 委 員 それでは、整理番号2について説明いたします。調査委員は整理番号1番と同じメンバーで、譲渡人は●●さんと●●さん、譲受人は●●さんです。位置図については3頁と4頁になります。4頁が拡大図なので4頁をご覧ください。4頁の濃い青の部分の17-6、昭和50年頃の国土調査で境界が三角になっている部分の上側だったんですね。この地帯は元々畑であって、この三角の部分の下の方に境木の桜があったわけです。それで境界は境木ではないかと。国土調査の内容については●●さんも●●さんも分からないし、実際、国土調査で地権者が集められた際、立ち合っているはずだが、先代からも聞いていないとのこと。実際は●●さんだけが立ち合い人です。譲渡人と譲受人の2人で協議していて、この境界にしましょうということになっているので、立ち合いで調査したメンバーで協議した結果、何ら問題ないということのみてまいりました。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号2について、は申請のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号2については、申請のとおり、許可することに決しました。

議 長 日程第7、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。整理番号1番、2番については関連事案でありますので、一括して審議をしたいと思います。

宮 部 委 員 それでは、担当委員から説明願います。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明します。現地調査は前述のメンバーで行いました。総会資料の6頁、位置図の5・6頁をご覧ください。整理番号の1番、2番については譲受人が同じ

なので、併せて説明させていただきます。譲受人は宗教法人●●、行政書士の松浦さんが立ち合いをして説明をしてくれました。譲渡人は●●さん。調査地は三色吉字四本木18-1、167㎡になります。使用目的は、職員の駐車場が不足の状況にあり増設したいとの事でした。西側面と道路南半面に側溝があり、排水については心配がないと思います。今のままでは使用できないので、30センチほど掘り起こし地盤を固め安定をさせ、溝工事を行って隣接地には水が流れないよう土留めをし、砂利を敷くそうです。続きまして、整理番号2番の譲渡人は●●さん。調査地は岩沼市三色吉四本木27-1と28-3の2筆の151㎡になっています。転用目的は、同じです。排水については南側の道路に側溝があり、28-3番地の北側にも側溝がありますので心配がないと思っています。また、27-1番地の西側の斜め線の境には植栽をして砂利の流出を防ぐとの説明がありました。後に、三角の上の方の部分も取得するのかなと感じました。以上です。皆さん審議をお願いします。

議 長

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

鎌田推進委員

今の●●に関する意見なんですけども、この近くに2年ほど前に第1・第2・第3と駐車場が出てます。面積は今回よりもずっと大きいんで、差はあると思うが、第1は舗装しました。神社の近くは舗装されてます。第2・第3は細かい砂利を敷いて、一応固めてはいるんですが、面積が広いからか、傾斜があるせいか分からないんですが、市道に砂利が流れています。それが現状です。近くに住んでいる私を含めお話をして、撤去をしてもらってはいますが、その対策をして今回の駐車場にお願いしたいという内容を付け加えていただければと思います。細かい砂利が、固めてはいるんですけど、ほとんど舗装道路に流れている。道路近くに側溝があるんですが、蓋をされているのでその上を通過して流れて行っています。その辺の対策がなされれば非常に助かるなと思いました。お願いします。

議 長

他に質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1番、2番については、ただいまの条件付きで、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1番、2番については、

条件を付したうえで申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。

議 長 日程第8、議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を
事務局 議題とします。事務局から説明願います。

議 長 議案書は7頁になります。位置図の7頁8頁をご覧ください。岩沼市長
事務局 より、岩沼農業振興地域整備計画の変更が示されたので、意見を求めるもの
でございます。現在社員寮の駐車場として一時転用許可済である当該地
については、平成28年より一時的な利用として一時転用許可が下りてお
りました。その後も駐車場に適した農地が見付からず、再度令和2年に一
時転用許可が下りております。当初の一時転用以降、他の土地を探してい
たものの、適した土地が見当たらないということで、今後も当該地につ
いて駐車場として利用していきたいという意向があり、農地転用を行うため
農用地区域より除外するというものでございます。

議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑をいただきます。ご意見のあ
る方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、岩沼農業振興地域
事務局 整備計画の変更については、特に意見なしとして答申することに賛成の方
は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号については、そのように決し
ました。

議 長 日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたし
ます。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の8頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営
基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたの
で、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが5件、筆数
7筆、合計面積4,948.00㎡でございます。利用権設定を受ける方
については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図
るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは3件、
筆数3筆、合計面積は5,858.00㎡でございます。所有権移転を受
ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集
積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利
用集積計画の公告は、7月29日を予定しております。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。所有権移転の2番、3番は、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定と所有権移転の1番に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定と所有権移転の1番については計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定と所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、長田幸浩委員、八巻委員は退席してください。

(長田幸浩委員、八巻委員、退席後)

議 長 それでは所有権移転の2番・3番についての質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等ある方は挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、農用地利用集積計画の所有権移転の2番・3番については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定と所有権移転の2番・3番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、長田幸浩委員、八巻委員の除斥を解きます。

議 長 長田委員、八巻委員に報告します。当該案件については、計画案のとおりと決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第19回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 1 1 番 _____

委員 1 2 番 _____